

ものでなければならない。一般的には「りんごの品種やブラックベリーの種類」という表現で「りんごの木やブラックベリーの草」までも指すが、ここでは花や果物の新品種などという記述をするのではなく、「花をつける植物」「果実をつける樹木」という記述をしなくてはならない。

例えば、「・・・によって特徴付けられる新品種りんご」という記述で受理されることがあるかも知れないが、審査官の補正によって「りんご」の後に木 (Tree) を挿入するように修正されるだろう。

同様に、本発明の名称は、花や果実についてのものではなく、植物全体についてのものでなければならない。Apple Tree、Rose Plant。

この明細書には、例えば、「カンザス州トピーカの XYZ 育苗場のために栽培されている開示された植物」というような不当な広告が含まれていないように注意を払うべきである。植物は、個体、育苗場などの名前をつけた表示は好ましくなく、その削除を要求される。また、「バラは他のどのバラよりも美しい」などの賞賛の表現は含まれない。そのような表現はまったく無関係である。果実が記載されている場合、果物から作られた製品の性格や品質に関する記述は必要ではなく、削除する必要がある。

拒絶理由通知には、審査官が必要と判断した農業研究サービス (ARS) の報告書の多くが含まれている場合もあれば、その部分を具体化していない場合もある。インタビューのような場合、審査官は、裁量により、報告書全体を発明者又は弁護士に提示することもある。

様式第 16.12 項は、ARS 報告書の部分を参照するために使用することができる。

¶ 16.12 米国農務省からの報告

この出願書は、米国農務省に報告されました。関連する部分は次のとおり：[1]

ARS の報告は出版物という性質のものではなく、その中で記述される ARS 専門家の個人的知識の範疇に属する事項は拒絶するための十分な基礎にはならない。ただし、その専門家による同内容の宣誓供述書によって拒絶の判断が支持されうると審査官が確認している場合はその限りではない。(特許規則第 37 巻 § 1.104(d)(2))。Ex parte Rosenberg, 46 USPQ393 (Bd. App. 1939) 参照。

様式 16.04 及び 16.08 は、必要に応じて、請求を却下するために使用することができる。

¶ 16.04 拒絶、特許法第 102 条

この請求は、特許法第 102 条の下で求められる[1]との区別が明確とは認められないため拒絶される。

¶ 16.08 拒絶、特許法第 112 条

この請求は、特許法第 112 条 [1]に関する[2]の理由で拒絶される。

1611 交付 [R-11.2013]

交付のための植物特許出願の準備には、他の出願（特許規則第 37 卷 § 1.161）の場合と同じ手順が含まれるが、カラー図面がある場合、その 2 つのうちのより良いもの、例えば、印刷された時に鮮明できれいだと思われるものが採用される。

最新の版である国際特許分類記号は、発行されるすべての植物特許出願の課題分類フォームに記載されなければならない。

許可されている場合、すべての植物特許出願は要約を含むべきである。

1612 UPOV 条約 [R-11.2013]

植物新品種保護条約（一般的に UPOV 条約として知られている）は、1961 年 12 月 2 日にパリで開催された外交会議で承認された。

UPOV 条約は、UPOV 条約の適用によって得られた植物育種及び経験の技術的進展を反映するため、1972 年 11 月 10 日、1978 年 10 月 23 日、1991 年 3 月 19 日に改訂している。2012 年 12 月 5 日現在、71 の国と組織が UPOV 条約の締約国であった。

ほとんどの国は、1978 年又は 1991 年の条約を遵守している。米国は 1991 年条約を遵守し、条文 35 条 2 項（育成者権を付与するのではなく植物の特許を許可する）に基づき留保している。

1961 年、1978 年、1991 年条約の文章は、他のすべての加盟国における内国民待遇と優先権の両方を各加盟国の育成者に保証している。多くの国では、新品種は特許法よりも育成者権法によって保護されている。したがって、パリ（工業所有権）条約は、これらの権利及び他の権利を提供するために常に頼ることはできない。

米国で無性繁殖された植物の特許に関する限り、内国民待遇と優先権は、1930 年の植物特許法の制定以来、外国の植物育成者に与えられている（現在特許法 161-164 条）。植物育種者権の出願に基づく優先権については、次項 § 1613 を参照のこと。

米国における UPOV 条約の適用は、一例を除き、植物特許出願の審査に影響を与えない。その植物の品種名称を登録するためには植物特許を受けることが必要である。特許に品種名称を含めることは、その登録を含む。一般論として登録プロセスは、植物特許出願に提案された品種名称を含めることからなる。審査官は、第 13 条の UPOV 条約に照らして提案された名称を評価しなければならない。基本的には、この条項は、提案された品種名称が、同じ又は密接に関連する植物種について、米国又は他の UPOV 加盟国で利用されている他の名称と同一又は混同しないようにすることを要求する。さらに、提案された名称は、特許を取得した植物の特性、価値又は同一性に関して、平均的な消費者を誤解させてはならない。通常(複数の加盟国へ出願されている場合)、米国で登録するために提案された名称は、UPOV の他の加盟国に登録(提案)された名称と同じでなければならない。

特許規則第 37 卷 § 1.76 (b) (3) に従って、クレームされた植物のラテン名及び品種名称は、出願データシート (ADS) に含まれていてもよい。特許商標庁は、UPOV 条約に基づき、特許を取得した植物のデータベースを作成するように求められており、データベースには、特許を取得した各植物のラテン名と品種名称が含まれていなければならない。この情報を ADS に入れることで、このデータベースをより効率的に蓄積するプロセスが実現する。

様式 16.05 は、植物の共通の又は市場名か名称を欠いているとして開示に異議を唱えるために使用することができる。

¶ 16.05 植物の名前又は名称が不明

この開示は、植物の「品種名称」が記載されていないので、特許規則第 37 卷 § 1.121 (e) に基づき異議を唱える。特許規則第 37 卷 § 1.163 (c) (5)。このような名前の追加による修正が必要である。

¶ 16.05.01 植物の属名と種名のラテン名不明

この開示は、植物の種・属の学名が記載されていないので、特許規則第 37 卷 § 1.121 (e) に基づき異議を唱える。特許規則第 37 卷 § 1.163 (c) (4)。このような名前の追加による修正が必要である。

1613 植物育種者権の出願に基づく優先権 [R-08.2012]

特許法第 119 条 (f) に準じて、植物特許の申請は、特許法第 119 (a) ～ (c) の優先権条項により WTO 加盟国 (又は外国 UPOV 締約国) に提出された植物育成者権への出願に依存することがある。